

資料 1 - ③

関連資料

用語解説

	用語名	説明	掲載ページ
あ 行	IADL（手段的日常生活動作）	買い物、調理、洗濯、電話、薬の管理、財産管理、乗り物等の日常生活上の複雑な動作を行う能力。	P27他
	アセスメント	援助活動を行う前に行われる評価。利用者の状況や問題の分析から援助活動の決定までの一連の流れのことをいう。	P.78他
	NPO（特定非営利活動）	保健や医療活動のほか、福祉促進、社会教育の増進、環境保全、災害救助、国際協力など、不特定多数の人に寄与する活動。	P67他
か 行	介護医療院	2017年度に創設される、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた新たな介護保険施設。	P3他
	介護給付費	介護保険サービスを利用した要介護認定を受けた被保険者に対する保険給付。原則、支給限度基準額の9割（もしくは8割、7割）が保険給付され、残りの1割（もしくは2割、3割）が利用者の自己負担となる。	P58他
	介護給付費準備基金	各市町村が毎年度の決算によって生じた余剰金を積み立てるために設置している基金。介護給付費が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた準備基金から必要額を取り崩す。	P110
	介護保険給付費	介護保険サービスを利用した場合の保険給付。全国共通で実施される「介護給付」「予防給付」と、市町村が独自に実施する「市町村特別給付」がある。	P18他
	介護支援専門員（ケアマネジャー）	介護サービス提供の全過程において、常に適切なサービスが提供されるよう管理する人。要介護者や家族等からの相談に応じ、市町村やサービス事業者などとの連絡・調整を行う。	P6他
	介護保険施設	介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院のこと。	P3他
	介護予防	要介護（支援）状態になることをできる限り防ぐ、または、その進行を遅らせること。要介護（支援）状態であっても、状態がそれ以上に悪化しないよう維持・改善を図ること。	P3他
	介護予防ケアマネジメント（介護予防給付ケアマネジメント）	個々の状態にあった介護予防の目標などの計画を立て、目標の達成を目指しサービスを利用していくための支援をすること。	P22他
	介護予防サービス	要介護状態になることをできるだけ防ぐとともに、要支援状態になっても状態の悪化を防ぐことに重点をおいたサービス。	P5他
	介護予防支援	介護保険の居宅サービスの一つ。居宅の要支援1、2の認定者が介護予防サービスを適切に利用できるよう、介護予防サービス計画の作成や介護サービス事業者との調整を行って支援する。	P19他

	用語名	説明	掲載ページ
か 行	介護予防・生活支援サービス	要支援者等の多様な生活支援のニーズに対応するため、介護予防訪問介護等のサービスに加え、住民主体の支援等も含め、多様なサービスを行う事業。「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「その他の生活支援サービス」及び「介護予防ケアマネジメント」から構成される。	P5他
	介護予防・日常生活支援総合事業	地域の実情に応じて、市町村が効果的かつ効率的に実施する事業。生活支援の充実、高齢者の社会参加・支え合い体制づくり、介護予防の推進等を基本に事業を実施する。	P21他
	介護療養型医療施設	介護保険の施設サービスの一つで、急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人が医療機関に入所する。医療、看護、介護、リハビリテーションなどを行う。2023年度末に廃止となる。	P19他
	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	介護保険の施設サービスの一つで、寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所する。食事や入浴、排泄などの日常生活の介護や療養上の世話を行う。	P19他
	介護老人保健施設	介護保険の施設サービスの一つで、病状が安定している人が、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設に入所する。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に行うことで、家庭への復帰を支援する。	P19他
	看護小規模多機能型居宅介護	介護保険の地域密着型サービスの一つ。小規模多機能型居宅介護と訪問看護などを組み合わせて一体的にサービスの提供を行う。2015年度に、複合型サービスから名称変更された。	P19他
	基本チェックリスト	65歳以上の人を対象にこころとからだの元気度をチェックする25個の質問項目からなるチェックリストで、これをもとに生活機能の評価を行うもの。	P57
	キャラバン・メイト	ボランティアで認知症サポーター養成講座の講師をする人のこと。キャラバン・メイト養成研修を修了した後に、キャラバン・メイトとして登録される。	P84
	居宅介護支援	介護保険の居宅サービスの一つ。要介護1～5の認定者に対し、心身の状態や家庭の状況と希望に基づき、訪問看護・訪問介護・通所介護などの適切なサービスが、総合的に提供できるように居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、自立に向けて支援すること。介護がスムーズに行えるようにサービス実施機関等との連絡調整を行う。	P19他
	居宅サービス	在宅生活を基点とした介護保険サービス。訪問介護や訪問看護等の訪問系サービス、通所介護や通所リハビリテーションの通所系サービスの他に、住宅改修や福祉用具の貸与や購入等のサービスがある。	P3他
	居宅療養管理指導	介護保険の居宅サービスの一つ。医師・歯科医師・薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士などが訪問し、療養上の管理・指導を行う。	P19他
	ケアプラン	介護サービスや介護予防サービスの利用にあたって、サービス利用者の心身の状態や希望、家族等を含む生活環境などを考慮し、利用するサービスの種類や内容、頻度などを定める計画のこと。	P92
ケアマネジメント	個々のニーズに即した利用者本位のサービスを適切に受けられるよう、多様なサービス提供主体による保健・医療・福祉にわたる様々な介護サービスを総合的、一体的、効率的に提供するための手法のこと。	P21他	

	用語名	説明	掲載ページ
か行	健康づくり推進員	市の養成講座で育成された市民サポーター。地域等での健康づくり測定会等を通じて、市民の健康づくりを支援している。	P69
	権利擁護	自己の権利や援助のニーズを表明することの困難な障がい者等に代わって、援助者が代理してその権利やニーズ獲得を行うこと。	P21他
	高額医療合算介護（介護予防）サービス費	介護保険と医療保険の両方の利用者負担合計額（8月～翌年7月の1年間の額）が一定以上となる場合に、その額を超えた部分について支給されるもの。	P19他
	高額介護（介護予防）サービス費	介護保険対象サービスの利用者負担合計額（1カ月の額）が一定以上となる場合に、その額を超えた部分について支給されるもの。	P19他
	口腔	口の中の空所で、鼻腔や咽頭に連なる部分。舌や歯があり、消化管の入り口として食物の摂取・咀嚼（そしゃく）・消化を行う。	P27他
	コーホート要因法	「自然増減」（出生と死亡）及び「純移動」（転出入）という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。	P10他
さ行	事業対象者	基本チェックリストを実施し、該当と判断された方で、要介護認定等を省略して、介護予防・生活支援サービス事業によるサービスのみ利用が可能となる。	P8他
	施設サービス	介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院）での介護保険サービス。	P17他
	シニアクラブ	地域の高齢者が互いに親睦を深め、様々な社会参加活動に加わることで、生きがいづくりを促進することを目的とした団体。2017年4月に、「老人クラブ」から名称変更した。	P32他
	市民後見人	自治体などが行う研修により、成年後見に関する一定の知識や技術、姿勢を身に付け、後見活動を行う一般市民のこと。市民後見人は、家庭裁判所からの直接選任や、家庭裁判所から選任された法人が行う後見活動の一部を担う等により、本人に代わり財産の管理や介護サービスの契約などを行う。	P58他
	社会福祉協議会	社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体。社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされており、さまざまな福祉サービスや相談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。	P7他
	住宅改修	介護保険の居宅サービスの一つ。手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした場合、20万円を限度とする改修工事に対し、改修費の9割（もしくは8割、7割）を支給する。	P19他
	主任ケアマネジャー （主任介護支援専門員）	ケアマネジャーの業務に対し、十分な知識と経験を有し、ケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得した者。介護保険サービスや他の保健・医療サービスを提供する者との連絡調整、他のケアマネジャーに対する助言・指導などを行う。	P78他

	用語名	説明	掲載ページ
さ 行	小規模多機能型居宅介護	介護保険の地域密着型サービスの一つ。通所を中心に、利用者の状況や希望に応じて訪問や宿泊のサービスを組み合わせ、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や介護、機能訓練などを行う。	P19他
	シルバー人材センター	高齢者の能力が生かされる様々な就労を促進し、社会参加、生きがいづくりができるよう支援するセンター。	P64他
	審査支払手数料	介護保険事業所からの介護報酬の請求に対する審査支払機関（国民健康保険団体連合会）による審査と支払事務の結果に基づく手数料。	P19他
	生活支援コーディネーター	高齢者における介護予防や日常生活の充実を図ることを目的として、地域支え合いネットワーク（協議体）と連携し、地域ニーズの把握、サービス提供者の確保およびマッチング等を行う者。	P58他
	生活習慣病	食習慣・運動習慣・喫煙・飲酒等の生活習慣によって、糖尿病・メタボリックシンドローム・脂質異常症・慢性腎臓病・アルコール性肝障害等の発症や進行に関与する疾患。	P75
	成年後見制度	精神上的障がい（知的障がい・精神障がい・認知症等）により判断能力が十分でない人が不利益を被らないように家庭裁判所に申立てをして、援助者（後見人・保佐人等）を付ける制度。	P22他
	ソーシャルキャピタル	社会・地域における人々の信頼関係や結びつき。	P69
た 行	第1号被保険者	介護保険制度の被保険者であって、65歳以上の人。	P12他
	第2号被保険者	介護保険制度の被保険者であって、40歳から64歳の医療保険に加入している人。	P13他
	団塊ジュニア世代	1971年から74年までの4年間に生まれた世代のこと。	P9
	団塊の世代	1947年から49年までの3年間に生まれた世代のこと。	P2他
	短期入所生活介護（ショートステイ）	介護保険の居宅サービスの一つ。介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練などを行う。	P19他
	短期入所療養介護（ショートステイ）	介護保険の居宅サービスの一つ。介護老人保健施設などに短期間入所して、医療上のケアを含む日常生活上の支援や機能訓練などを行う。	P19他
	地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域でできる限り継続して生活を送れるように、個々の高齢者の状況やその変化に応じて、介護サービスを中核に、医療サービスをはじめとするさまざまな支援を、継続的かつ包括的に提供する仕組み。	P2他

	用語名	説明	掲載ページ
た 行	地域包括支援センター	高齢者の様々な相談に対応する総合相談窓口としての機能を持ち、地域住民の心身の健康維持や生活の安定、保健・福祉・医療の向上、財産管理、虐待防止など様々な課題に対して、地域における総合的なマネジメントを担い、課題解決に向けた取組を実践していくことをその主な業務とする。	P3他
	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	介護保険の地域密着型サービスの一つ。定員が29人以下の小規模な介護老人福祉施設で、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や介護、健康管理などを行う。	P19他
	地域密着型サービス	高齢者が要介護状態となってもできる限り住み慣れた地域で生活を継続できるようにする観点から創設されたもので、介護保険の対象としてサービスを利用できるのは、原則として指定をした市町村等（保険者）の住民（被保険者）のみとなる。	P17他
	地域密着型通所介護	介護保険の地域密着型サービスの一つ。利用定員18名以下の小規模な通所介護で、入浴・食事などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで行う。2016年度に、地域密着型サービスとして位置づけられた。	P19他
	地域密着型特定施設 入所者生活介護	介護保険の地域密着型サービスの一つ。有料老人ホームなどに入居している高齢者に、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練などを行う。	P19他
	通所介護 （デイサービス）	介護保険の居宅サービスの一つ。デイサービスセンター等に通って、入浴・食事などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで行う。	P19他
	通所リハビリテーション （デイケア）	介護保険の居宅サービスの一つ。介護老人保健施設や医療機関などで、入浴などの日常生活上の支援や生活行為向上のためのリハビリテーションを日帰りで行う。	P19他
	定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護保険の地域密着型サービスの一つ。在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行う。	P19他
	特定施設入所者生活介護	介護保険の居宅サービスの一つ。有料老人ホームなどに入居している高齢者に、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や機能訓練などを行う。	P19他
	特定入所者介護（介護予防） サービス費	施設サービス（介護保険施設及び地域密着型介護老人福祉施設）や短期入所サービス（短期入所生活介護及び短期入所療養介護）の利用料のうち、食費と居住費（滞在費）の一部を所得段階に応じて減額することを目的に支給されるもの。	P19他
特定福祉用具購入	介護保険の居宅サービスの一つ。腰掛便座、入浴補助具、特殊尿器等、福祉用具の中で貸与になじまない性質の特定福祉用具の購入費の9割を支給する。	P19他	
な 行	認知症ケアパス	認知症の状態に応じた適切なサービスの流れ。	P58他
	認知症サポーター	認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者として日常生活の中での支援をする人。何かを特別にやるのではなく、友人や家族にその知識を伝えることや認知症の人や家族の気持ちを理解するよう努め、職場等においても自分のできる範囲で手助けをする等の活動を行う。	P22他

	用語名	説明	掲載ページ
な 行	認知症サポート医	かかりつけ医への研修・助言をはじめ、地域の認知症に係る地域医療体制の中核的な役割を担う医師。	P82
	認知症初期集中支援チーム	認知症の疑いがある人や認知症の人及びその家族等を訪問して現状や課題を把握し、初期の支援を包括的・集中的に行い、自立に向けた生活のサポートを行う、複数の専門職（認知症サポート医、保健師、社会福祉士等）で構成するチーム。	P64他
	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	介護保険の地域密着型サービスの一つ。認知症の人が、共同生活をする住居で、食事、入浴、排泄などの日常生活上の支援や介護、機能訓練などを行う。	P19他
	認知症対応型通所介護	介護保険の地域密着型サービスの一つ。認知症の人を対象とした通所介護で、デイサービスセンター等に通って、入浴・食事などの日常生活上の支援や機能訓練などを日帰りで行う。	P19他
	認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた良い環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う人。	P64他
は 行	配食サービス	食事の調達や調理が困難な高齢者及び障がい者に対し、健康増進と見守りのために、配食を行うサービス。	P96
	パブリックコメント（意見公募手続）	行政機関が命令等（政令、省令など）を制定するに当たって、事前に命令等の案を示し、その案について広く国民から意見や情報を募集する手続き。	P6
	福祉会	ひとり暮らし高齢者の見守り活動や、公民館を中心とした集いの場（サロン活動）づくり等を行う地域住民組織。	P78他
	福祉用具貸与	介護保険の居宅サービスの一つ。車いす、特殊寝台、体位変換器、手すり、歩行器等、日常生活の自立を助けるための福祉用具を貸与する。	P19他
	ヘルス・ステーション	古賀市において、地域の人材と身近な公民館等の類似施設を有効に活用しながら、健康づくりに関する取り組みや啓発、地域のつながりづくりを行う。	P35他
	訪問介護	介護保険の居宅サービスの一つ。ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排泄の介助や調理、掃除、洗濯といった日常生活の援助を行う。	P19他
	訪問看護	介護保険の居宅サービスの一つ。看護師などが居宅を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行う。	P19他
	訪問入浴介護	介護保険の居宅サービスの一つ。自宅の浴槽では入浴するのが困難な人に対して、入浴車等で訪問して入浴の介護を行う。	P19他
	訪問リハビリテーション	介護保険の居宅サービスの一つ。理学療法士・作業療法士・言語聴覚士等が居宅を訪問し、リハビリテーションを行う。	P19他

用語名		説明	掲載ページ
は 行	保健医療2035	2035年を見据え、厚生労働省の応援のもと、市町村が住民とともに自立的・主体社会づくりを進めることで、自然に健康になる環境や、あらゆる人々がコミュニティで共生できる地域を創っていく制度。古賀市はその制度の趣旨に賛同しており、「保健医療2035推進シティ」に選ばれている。	P7
や 行	夜間対応型訪問介護	介護保険の地域密着型サービスの一つ。居宅の要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問と通報により、居宅においてホームヘルパーが入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の支援を行う。	P19他
	要介護（支援）認定	介護（予防）サービスを受けようとする被保険者が要件を満たしているかどうかを確認するために行われる認定。保険者である市町村が、全国一律の客観的基準（要介護（支援）認定基準）に基づいて行う。要介護（支援）認定の手順は、被保険者からの申請を受けた市町村が被保険者に対し認定調査を行うと同時に、被保険者の主治医に意見書を求め、これらの調査結果等を介護認定審査会に通知し、要介護（支援）状態への該当、要介護（支援）状態区分等について審査・判定を求める。	P8他
	養護老人ホーム	環境上の理由及び経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な65歳以上の人を入所させ、養護することを目的とする施設。	P97
	予防給付	介護保険における要支援認定を受けた被保険者に対する保険給付であり、要介護状態にならないよう予防することを目的とする。	P17
わ 行	我が事・丸ごと	地域共生社会の実現に向けて、国が提唱している考え方。「他人事」ではなく、「我が事」として、主体的に自分たちの暮らしや地域社会に豊かさや安心、生きがいを生み出す地域づくりへの転換、「縦割り」ではなく、分野をまたがって包括的に「丸ごと」を支援する公的支援への転換を進めていく。	P7

古賀市介護保険運営協議会規則

平成12年3月31日

規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、古賀市介護保険条例（平成12年条例第7号）第14条の規定に基づき、古賀市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決すところによる。

4 協議会において必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 地域密着型介護サービス及び地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に係る事項を協議するとき、当該事業者との間に利害関係を有する委員は出席することができない。ただし、協議会において必要と認めるときは、当該委員の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(報酬及び費用弁償)

第4条 委員の報酬及び費用弁償については、古賀市特別職の職員の給与等に関する条例（昭和37年条例第4号）の定めるところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、保健福祉部介護支援課において処理する。

(会議録)

第6条 協議会の議事については、会議録を作成するものとする。

2 会議録は、会長が庶務を担当する職員に調整させ、会長及び会長の指名する出席委員が署名しなければならない。

3 会議録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 議事及び議事の概要
- (4) その他必要な事項

(会長印)

第7条 協議会の会長が発する文書に用いる印章は、次のとおりとする。

名称	寸法	書体
古賀市介護保険運営協議会長之印	方20ミリ	てん書

【印影は省略】

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日規則第12号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日規則第19号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月31日規則第14号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第11号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

古賀市介護保険運営協議会委員名簿（平成 27～29 年度）

役職	氏名	所属等
会長	甲斐 信博	粕屋医師会
副会長	福岡 綱二郎	粕屋歯科医師会
	内田 理加子	公募委員
	大久保 康裕	社会福祉法人 敬愛会
	京谷 千恵子	公募委員
	神徳 美奈子 （～2015.11.30） 高田 武代 （2015.12.1～）	社会福祉法人 豊資会
	酒井 康江	福岡女学院看護大学
	檜山 信夫 （～2017.6.30） 加藤 伊知郎 （2017.7.1～）	社会福祉法人 古賀市社会福祉協議会
	古川 真澄	公募委員
	渡部 典子	公募委員

（敬称略）

計画策定の経過

年月日	項目	内容
2016年11月1日 ～2016年12月26日	介護保険に関するアンケート調査	対象者：要介護認定者※総合事業対象者、要支援認定者、施設入所者を除く
2016年11月1日 ～2016年12月26日	介護支援専門員に関するアンケート調査	対象者：古賀市内の居宅介護支援事業所等に勤務する介護支援専門員
2016年12月1日 ～2016年12月19日	高齢者福祉に関するアンケート	対象者：2016年10月1日現在、65歳以上である4および6月生まれの人
2017年6月26日	平成29年度第1回 介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●諮問（古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画） ●計画の構成について ●第1章「計画策定の趣旨」について ●第2章「高齢者を取り巻く現状」について
2017年7月24日	平成29年度第2回 介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第2章「高齢者を取り巻く現状」について
2017年8月25日	平成29年度第3回 介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第3章「地域包括ケアシステムの構築に向けて」について ●第7期古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画中の施設整備について
2017年10月16日	平成29年度第4回 介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●第3章「地域包括ケアシステムの構築に向けて」について
2017年12月22日	平成29年度第5回 介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について ●パブリックコメントの実施について
2018年1月17日	答申	古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画についての答申書を介護保険運営協議会から市長に提出
2018年1月23日 ～2018年2月22日	パブリックコメントの実施	古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）について市民の意見を募集
2018年3月23日	平成29年度第6回 介護保険運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの意見集約について

古賀市介護保険運営協議会 諮問・答申

29古介発第481号
平成29年6月26日

古賀市介護保険運営協議会
会長 甲斐 信博 様

古賀市長 中村 隆象
(保健福祉部介護支援課)

古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）について（諮問）

古賀市介護保険条例（平成12年古賀市条例第7号）第11条の規定により、下記のとおり諮問いたします。

記

- 本市における高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）について

平成30年1月17日

古賀市長 中村 隆象 様

古賀市介護保険運営協議会
会長 甲斐 信博

古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018～2020年度）について
（答申）

平成29年6月26日付29古介第481号により本協議会に対して諮問のあった古賀市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（2018～2020年度）について、慎重に審議を重ねた結果、その内容は適切であると判断し下記の意見を付して答申いたします。

なお、急速に進行する高齢化社会を見据え、本協議会の答申を十分尊重されるよう切望いたします。

記

- 1、「住み慣れた地域でともに支えあい、最期まで安心して暮らせるまちづくり」が実現できるよう、高齢者自身が介護予防活動に参加し、まちづくりの担い手となって身近な地域で支え合う地域づくりを図られたい。
- 2、家族の介護を抱えている就業者が仕事と介護を両立できる社会の実現を目指し、相談窓口の周知や定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の在宅生活を支えるサービスの充実を図られたい。
- 3、認知症の人やその家族が、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、早期対応や認知症ケアパスの周知、さまざまな支援の体制の構築を図られたい。
- 4、医療や介護などの多職種間での情報共有や相互理解、市民への在宅医療・介護連携に関する普及啓発により、地域包括ケアシステムの推進を図られたい。

- 5、利用者が安心して介護保険サービスを利用できるよう、介護保険事業の適正な運営と介護保険制度の更なる周知を図られたい。
- 6、高齢者本人の意思と権利を最大限に尊重し、本人の尊厳を保つとともに、自らが望む最期を迎えることができるよう、看取りに関する啓発を図られたい。
- 7、小学校区別の高齢化の状況、地域資源、各種調査等の結果から導き出された特徴をもとに、各地域で重点的に取り組むべき課題を抽出し、解決に向けた取り組みを図られたい。